

# さわやか

SAWAYAKA

田植えの済んだ田圃は、ときとして風景を描く巨大なキャンパスになる。

田面に描かれた裏山の風景は多くの残雪に覆われている。

やがては溶けて田圃に導かれる水となり、キャンパスの絵は月日と共に趣も変化してゆきます。

## 特集

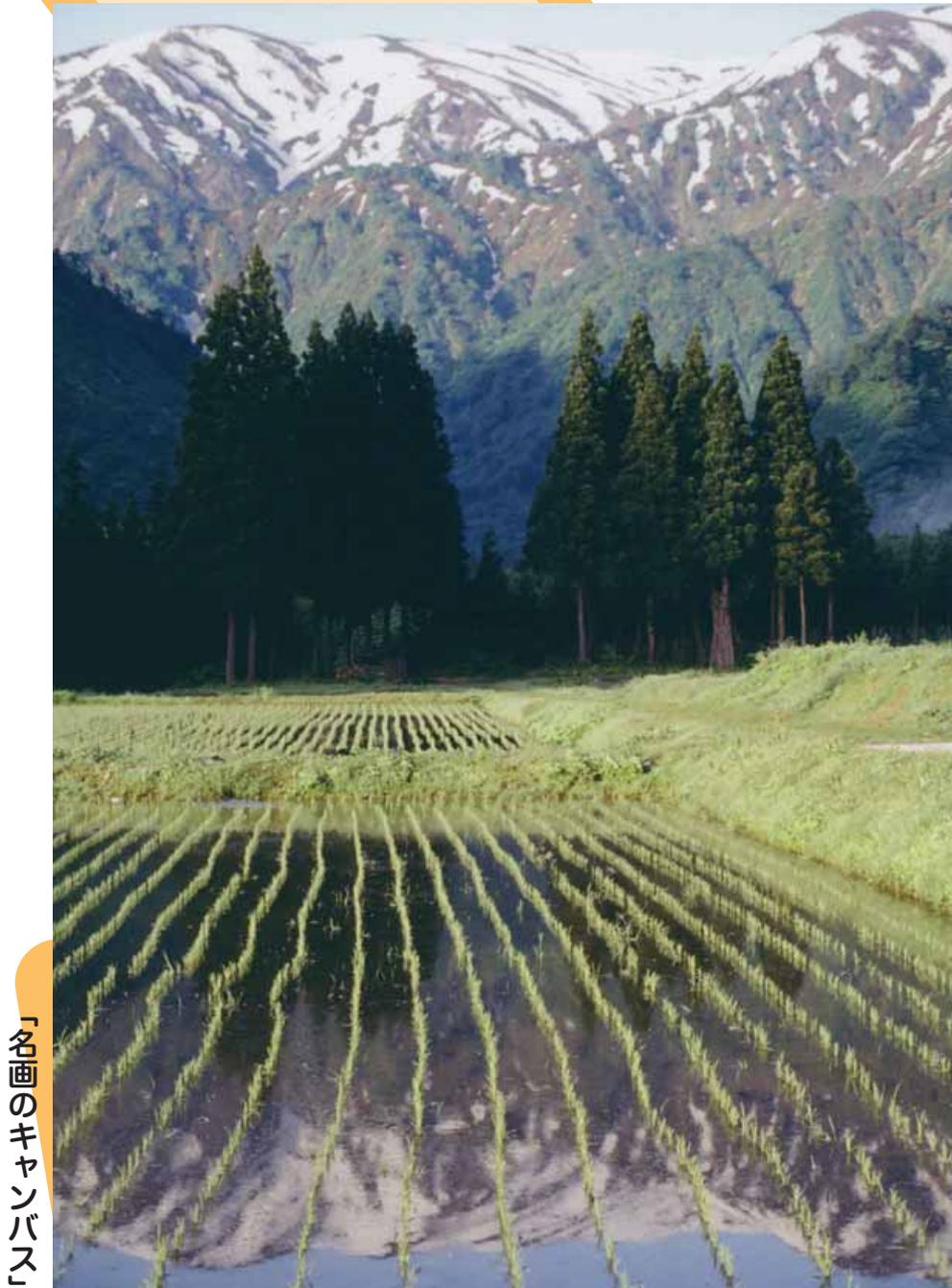
### 遊休農地解消に取り組んだ活動

..... p2~3

農業委員及び農地利用最適化推進委員を募集	.....	p 4
農業委員視察研修	.....	p 6
農地調整部会・農政推進部会・情報活動部会の活動報告	.....	p 7
平成29年度新発田市の農地賃借料情報	.....	p 8
農業者年金特集	.....	p 9
おれらの組織紹介「農」米倉村・INFORMATION・編集後記	.....	p 10
	.....	p 13
	.....	p 14

2017.

3 月号



「名画のキャンパス」

# に取り組んだ活動

## ◆情報活動部会◆

新発田市でも農業者の高齢化や労力不足、鳥獣被害などにより、遊休農地が目立つようになってきました。

そんな遊休農地を解消するため、川東地区で取り組まれた活動を紹介します。

川東地区では、昭和四十年頃から葉タバコの栽培面積を伸ばし、畑として農地を広げてきたところ。耕作者の高齢化や後継者不足などにより、その栽培面積は急激に減少し、耕作されない畑があちこちで見かけられるようになりました。

今回遊休状態を解消した農地は、そんな川東地区内にある、七千平方メートルの一团の畑です。川東地区の農業委員六名の主導で新発田市独自事業「強い

農林水産業づくり支援事業」を活用して遊休状態を解消し、元の農業者が地権者からその農地を借りて、そばを栽培してもらうことにしました。

そばを作付けするにあたり、七月末までには播種を終える必要がありました。

それに間に合うよう、六月下旬に地権者・耕作者に集まっていただき、趣旨を説明して承諾をいただきました。

七月上旬に草刈りを行いました。当日は、川東地区の委員に加え、協力を申し出た有志の農業委員十名を含む十六名が各自持参した愛用のエンジン式草刈り機のほか、堤防の法面の草刈りなどに使用するリモコン式の草刈り機も加わり、無事作業を終えることが出来ました。



草刈り作業



リモコン式草刈り機による作業

# 特集

# 消地農休遊

草刈りを終えた後も雑草の株が隆起してコブ状になっていたり、雑木が数本生えていたりしたため、トラクターで直ぐに耕耘することはできず、パワーショベルで天地返しを行ったり、雑木を伐採したりして、根っこを抜き取る必要もありました。

草刈りに参加した委員からは、「荒廃の進んだ農地の再生は、一朝一夕にできるはずもなく、多くの方々の理解と協力が必要であり、膨大なエネルギーを要することを身をもって理解した。遊休農地の発生防止がいかに重要であるか、改めて痛感した」との声が聴かれました。栽培したそばは、順調に生育し、収穫も行いました。

農地は所有する人の財産なので、自己責任で管理していただくことが基本です。しかし、高齢化や遠方在住などの理由により、その役割を「誰か」が担わざるを得なくなっています。今

回川東地区では農業委員がその役割を担いましたが、地区によつてはその役割を、農業委員が中心となりつつも、集落営農法人や農地所有適格法人、担い手農家、あるいは新規就農者が担うことになるかも知れません。いずれにしても、こうした活動を通じて、農地利用の最適化の推進が、市内各地で図られるようになることを願っています。



収穫間際のソバ



草刈りや整地を行った農地

# 農業委員及び農地利用最適化推進委員を募集します

■詳しい内容についてのお問い合わせ先は、  
**新発田市農業委員会事務局** 〒959-1249-2 新発田市住田510 (033-33119) にお願ひします。

## ★農業委員

### (1) 1 業務内容等

農地法及び農業委員会等に関する法律で規定される業務（農地の利用集積の推進、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進など）を市内で行うほか、農地の貸し借りや売買などの審議を行います。

### (2) 募集人員 19名

任期 市長から任命された日（平成29年7月20日の予定）から3年

報酬 月額20,800円に、市長が別に定める額を加算した額

### (5) 身分 特別職の非常勤職員

2 被推薦・応募資格  
 農業に関する識見及び農業振興に熱意を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に關し、その職務を適切に行うことができる者で、就任予定日におい

て、次のいずれにも該当しない者

① 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

② 禁錮以上の刑に処され、その執行を終るまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

③ 兼職が禁止されている行政委員会の委員

### 3 募集期間等

募集は、市農業委員会委員の選任に関する規程及び募集要項に基づき行います。募集要項及び推薦・応募書は、市ホームページからダウンロードできるほか、農業委員会事務局及び豊浦・紫雲寺の支所に備えてあります。

(1) 募集期間 平成29年3月15日（水）から同年4月13日（木）まで

(2) 提出書類 推薦書または応募書

(3) 提出方法 平成29年4月13日（木）までに郵送、ファックス、電子メールまたは直接持参（期限内必着）

### 4 審査方法

審査会による審査を行います。

### 5 審査結果の通知

平成29年5月末までに通知します。

### 6 その他

農業委員と農地利用最適化推進委員に同時に推薦・応募することはできませんが、両方の職を兼ねることはできません。募集期間中と募集期間終了後の2回、市ホームページ等で次の事項を公開します。

① 推薦した者（個人）は、氏名、職業、年齢及び性別

② 推薦した者（団体等）は、名称、目的、代表者または管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格及びその他の当該推薦した者の性格を明らかにする事項

③ 推薦を受けた者または応募した者は、氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況

④ 推薦を受けた者の数及びそのうちの認定農業者等、青年

⑤ 応募した者の数及びそのうち

ちの認定農業者等、青年及び女性の数

## ★農地利用最適化推進委員

### (1) 1 業務内容等

農地法及び農業委員会等に関する法律で規定される業務（農地の利用集積の推進、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進など）を担当する区域で行うほか、農地の貸し借りや売買などに関する調査及びその結果報告などを行います。

(2) 募集人員 22名

(3) 任期 農業委員会から委嘱された日（平成29年7月20日以降の予定）から農業委員の任期まで

(4) 報酬 月額13,200円に、市長が別に定める額を加算した額

(5) 身分 特別職の非常勤職員

### 2 被推薦・応募資格

地域からの信頼並びに農地等の利用の最適化の推進に熱意及び識

- 見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関するし、その職務を適切に行うことができる者で、就任予定日において、次のいずれにも該当しない者
- ① 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ② 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ③ 兼職が禁止されている行政委員会の委員
- 3 募集期間等**
- 募集は、市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任に関する規程及び募集要項に基づき行います。募集要項及び推薦・応募書は、市ホームページからダウンロードできるほか、農業委員会事務局及び豊浦・紫雲寺の支所に備えてあります。
- (1) 募集期間 平成 29 年 3 月 15 日
  - (2) (水) から同年 4 月 13 日(木) まで
  - (3) 提出書類 推薦書または応募書
  - (4) 提出方法 平成 29 年 4 月 13 日(木) までに郵送、ファックス、電子メールまたは直接持参(期限内必着)
- 4 審査方法**
- 審査委員会による審査を行います。
- 5 審査結果の通知**
- 平成 29 年 5 月末までに通知します。
- 6 その他**
- 農業委員と農地利用最適化推進委員に同時に推薦・応募することはできませんが、両方の職を兼ねることはできません。農地利用最適化推進委員は、同時に複数区域の候補者になることができます。
- 募集期間中と募集期間終了後の 2 回、市ホームページ等で次の事項を公開します。
- ① 推薦した者(個人)は、氏名、職業、年齢及び性別
  - ② 推薦した者(団体等)は、名称、目的、代表者または管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格及びその他の当該推薦した者の性格を明らかにする事項
  - ③ 推薦を受けた者または応募した者は、氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
  - ④ 担当区域の地区名ごとの推薦を受けた者又は応募した者の数並びにそのうちの青年(49歳以下の者)及び女性の数
- ★ 農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬は、市議会 2 月定例会で平成 29 年度当初予算案が議決された後に決定します。

### ◀ 農地利用最適化推進委員の担当区域と募集人数 ▶

地区名	地区の区域	人数
新 発 田	新栄町、富塚町、住吉町、舟入町、大栄町、御幸町、中曽根町、新富町、東新町、本町、豊町、諏訪町、中田町、小舟町、緑町、城北町、舟入、弓越、富塚、奥山新保、中曽根、高浜、板敷、東塚ノ目、中田、西名柄、島瀧、道賀、長畑、桑ノ口、下名柄、中谷内、小舟渡	2
佐 々 木	佐々木、上中沢、西蓑口、飯島甲・乙、下興野、太田新田、飯島新田、鳥穴、砂山、曾根、日渡、則清、則清新田、西宮内、北蓑口	2
米倉・赤谷 五十公野	米倉、大槻、山内、中々山、滝谷、上赤谷、滝谷新田、江口、丑首、上内竹、下内竹、五十公野(天ノ原、小路、杉原、外城、上町、下町、七軒町、山王)、山崎、小見、古寺、上新保、下新保、金谷、豊町 2 丁目、豊町 3 丁目	3
松 浦	大崎、六日町、八幡、八幡新田、小友、浦新田、浦、法正橋、松岡、荒川、上中山、新荒川、瑞波	2
川 東	上大友、下大友、車野、西姫田、石喜、敦賀、下高関、下岡田、上岡田、宮古木、小戸、板山、上車野、田貝、虎丸、上三光、下三光、上楠川、下楠川、東姫田、南楯、上羽津、下羽津、本間新田、長峰	3
菅 谷	上荒沢、溝足、熊出、丸市、下中山、横山、上寺内、下寺内、メ切(蔵光)、東宮内、中妻、黒岩、麓、上中江、下中江、北中江、中倉、蔵光、菅谷、小出、繁山、下石川、中川、丸山、滝、上石川	2
豊 浦	旧豊浦町の区域	3
紫 雲 寺	旧紫雲寺町の区域	2
加 治 川 加 治	館野小路、新保小路、茗荷谷、金津、メ切(早道場)、早道場、上館、新屋敷、下中、下今泉、上小松、下小松、三日市 旧加治川村の区域	3

農業委員視察研修

平成28年11月16・17日  
東京都永田町・群馬県藤岡市

# 農業委員 視察研修を 終えて



どちらが当選してもTPPに否定的だった米国大統領選挙、十一月九日、早々に撤退を表明していた候補の当選でさらに先が見えなくなつた中、国内では既定路線に乗り、翌十日の衆院本会議で議決された。

研修趣旨を聞いた時点では、まさかここまで状況が変わるとは想像できなかったが、今こそTPPとこれからの農政を学ぶべき時と研修初日、衆議院議員会館で農林水産省の方々に話を伺った。地元選出の国会議員も同席され、TPPをめぐる現状と新聞を賑わせたSBS枠の解釈、備蓄米などについて委員の皆さんから予定の時間を大幅に超える質問と意見が出され、農政に対する不安と不満があ



農林水産省の説明

らわれた時間となった。まだまだ伝え足りない気持ちを議員に託し一日目を終えた。

二日目の視察先、「道の駅ららん藤岡」。

ハイウェイオアシスとして、高速道路からの立ち寄りもでき、噴水広場を囲む



運営会社からの概要説明

ように地元の新鮮野菜や手作りの加工品を販売する直売所、飲食店、コンビニエンスストアが並び、小さい観覧車のある遊びの広場など、小さい子ども連れの家族を含めた幅広い世代が利用できる施設になっていった。運営会社の社長からは

設立から現在に至るまでの経緯（様々な課題と如何にクリアしてきたか）などをお聞きし、直売所の責任者の方からは主に運営方法と今後の取組について説明して頂いた。

「高齢化が進み農家が不足してきたため、商品供給が追いつかないのが悩み」、

「農家全員がエコファーマーの認定をとり、土作りから安心安全な商品を作る」、「良いものなら多少高くても売れる」総じて担当者将来への自信とやり甲斐の見える言葉が多かった。



道の駅ららん藤岡直売所にて

国内外の問題や課題がある中、これからの農政が考へるべき根本は食糧自給と農地の保全であり、この観点から将来を見据え、その上で農業委員の役割と責任を果たしていかなければならないと、改めて考えさせられた二日間だった。

道中立ち寄るサービスエリアでは並ぶ農産品に目やり手にする委員の姿が見られ、価格、品質、パッケージなどに興味を持って話し合う姿が見られた。

（外山委員）



道の駅ららん藤岡

# 各部会活動報告

## 農地調整部会

鹿島部会長

農地法の一部改正に伴い、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進が必須業務となりました。この事により、今年度は八月と十一月の二回にわたり市内を十一班に分け、市農水振興課の職員と農業委員会事務局職員とともに農地パトロールを行いました。

事前に通知していた農地の利用意向調査の確認であり、特に多かったのは、やはり条件不利地の中山間地域です。荒廃農地を放置したまましておきますと固定資産税が増額される場合があります。心当たりがございましたら、是非お近くの担当農業委員か農業委員会事務局へご相談ください。

利用可能な農地は有効に活用したいものです。



## 農政推進部会

近藤部会長

昨年は自然災害に遭う事も無く素晴らしい作柄で過ぎて行くそんな中、国会ではTPP法案の採決が衆議院で可決されました。

「農業委員の研修及び視察研修の企画、立案」  
昨年十一月に、永田町の議員会館で農林水産省担当職員とTPP問題や三十年問題（米政策の見直し）について意見交換し、有意義な研修をさせていただきました。

### 「農業者との意見交換会」

昨年二月に、新規就農者十九名と農業委員との意見交換会を開催いたしました。新規就農者からは、活発なご意見や要望などを頂いたところ。今年も一月二十九日に新規就農者との意見交換会を開催いたしました。

### 「農業者年金加入推進及び研修会の開催」

年一回、県農業会議から講師を招き農業者年金の講習会を行っています。今年も加入推進に全力で取り組んでまいりますのでよろしくお願いたします。

## 情報活動部会

藤間部会長

情報活動部会では、平成二十八年度の農業委員会を把握している情報の中でまずは、関係法令の農地法や農業委員会法等の改正内容をダイレクトに情報活動部会が発行する農業委員会広報誌「さわやか」に二度にわたり掲載し、情報提供してまいりました。今後も、関係法令や条例等に改正の情報があれば、発行毎に広報誌を通じて関係内容を発信しなければならぬ責務があると考えております。

なお、農業関連の記事として、今年度も頑張る新規就農者をターゲットに、農地無し・機械無し・農業経験無し、まるつきりゼロからの畑作に挑戦した若者の就農に至るまでの苦悩を取材した劇的な経緯をご紹介します。

高齢化、後継者不足が叫ばれる農業情勢の中、農業に夢を抱き、情熱を燃やし敢えて農業という業種に就く若者のパワーを小冊子から感じとっていただき、私も現農業者のさらなる起爆剤となるような記事や情報を掲載してまいります。

# 平成28年中に公告した新発田市の 農地賃借料情報をお知らせします

※この情報は、平成28年中に公告した農地の賃貸借契約のデータを単純集計したものです。

(単位：10a 当たり)

区分 地区	1 データ数 (11,711) ※ 最多契約額 【25,000円】	2 データ数 (4,813) ※ 最多契約額 【15,000円】	3 データ数 ( 950) ※ 最多契約額 【15,000円】	4 データ数 ( 240) ※ 最多契約額 【 9,000円】	畑 データ数 ( 179) 【最多契約額】 【 7,000円】
賃借料	【最高契約額】 【35,000円】 【平均契約額】 【21,558円】 【最低契約額】 【 5,000円】	【最高契約額】 【35,000円】 【平均契約額】 【17,143円】 【最低契約額】 【 3,000円】	【最高契約額】 【23,205円】 【平均契約額】 【15,543円】 【最低契約額】 【 5,000円】	【最高契約額】 【15,000円】 【平均契約額】 【10,005円】 【最低契約額】 【 8,775円】	【最高契約額】 【10,000円】 【平均契約額】 【 5,541円】 【最低契約額】 【 1,000円】
新発田	◎区画整備済地区	左記以外			※ 畑の金額については、新発田市全域のデータになっております。
五十公野	◎圃場整備済地区	◎圃場整備未済地区 五十公野・金谷・下 新保・古寺・上新保・ 山崎・江口・丑首・下 内竹・小見・上内竹			
松浦	◎圃場整備済地区	◎圃場整備未済地区 六日町・八幡(浦・ 浦新田)・松岡・荒川 ・八幡新田	◎圃場整備未済地区 大崎・上中山・新荒 川・田家		
米倉	◎圃場整備済地区		◎圃場整備未済地区 米倉・山内・大槻	中々山	
赤谷				全区域	
川東	◎圃場整備済地区	◎圃場整備未済地区 大友・敦賀・下羽津・ 南橋・上楠川・下楠 川・石喜・東姫田・岡 田・西姫田・下高関・ 上三光・下三光	◎圃場整備未済地区 本間新田・上羽津・ 虎丸・板山・小戸・宮 古木	田貝・長峰	
菅谷	◎圃場整備済地区	◎圃場整備未済地区 北中江・麓・上中江・ 蔵光・下中江・中倉・ メ切・上荒沢・満足・ 下中山・下寺内・小 出・上寺内・菅谷・上 石川・中川・下石川・ 滝・熊出	◎圃場整備未済地区 繁山・丸市・横山		
加治	◎圃場整備済地区	◎圃場整備未済地区			
佐々木	◎圃場整備済地区	◎圃場整備未済地区			
豊浦	◎圃場整備済地区	◎区画整備地区 10～20a区画全域	◎福島潟周辺並びに 山沿地区で圃場整 備未済地区		
紫雲寺	◎圃場整備済地区	◎圃場整備未済地区			
加治川	◎圃場整備済地区	◎圃場整備未済地区	◎山沿地区で圃場整 備未済地区		

※ 農地法の改正により標準小作料が廃止されたことに伴い、新発田市では上記のとおり賃借料の目安となる情報提供を行います。

# 農業者年金特集

… : : : もくじ : : : …

新制度年金  
……………10~11ページ

旧制度年金 … 12ページ

停止のこと … 13ページ

## 新制度年金について

### こんなにかかる老後生活 (現金支出で年額約286万円)

高齢農家世帯(世帯主が65歳以上の夫婦2人)の家計費は、現金支出で月額約23万8千円が必要です。

### 国民年金では足りない…

月額23万8千円の支出に対し、国民年金の支給額は、40年加入で月額約6万5千円、夫婦あわせて月額約13万円です。

### 65歳からの長い道のりには、 確かな安心が不可欠

老後はお金の心配をせずに暮らしたいもの。農業者年金に加入している65歳の農業者の平均余命は、男性22年(87歳)、女性27年(92歳)。

※日本人の平均余命は男性84歳、女性89歳となっており、農業者年金加入者の平均余命の方が長くなっています。



## 充実した生活を送るためにも 農業者年金に加入しましょう！

少子高齢化・財政事情の悪化などから、年金への不安が広がる昨今。新しい農業者年金は、自分が掛けた保険料と運用益を、将来年金として一生涯受給できる、財政状況に左右されない、これからの時代にぴったりの安心・安全な公的年金です。

**しっかり積立、がっちりサポート。  
安心して豊かな老後を。農業者年金をお勧めします！**

### ◆ 農業者年金の支給額(年額)の試算 ◆

加入年齢	納付期間	運用利回り2.5%の場合	
		男性	女性
20歳	40年	81万円	69万円
30歳	30年	54万円	46万円
40歳	20年	32万円	27万円
50歳	10年	14万円	12万円

(注) ※この試算は、通常加入で保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.75%となった場合の試算です。

※運用利回りは、加入後の経済変動などにより上下します。制度発足以降の12年間(H25まで)の運用利回り平均は、年率2.53%です。

※予定利率は、毎年度、農林水産省告示により定められ、平成27年度は0.75%となっています。

※各金額は、単位未満を四捨五入により表示しています。

## 新制度農業者年金について

### ◎どんな人が加入できるの？

- 次の要件をすべて満たす方なら加入できます。
- ・国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者でないこと）
  - ・年間60日以上農業に従事している
  - ・60歳未満
- ※加入する方は国民年金の付加年金（月額400円）に加入する必要があります。

### ◎いつからいつまで受給できるの？

- 原則65歳から、生涯受け取ることができず（60歳から繰上受給も可能です）。
- 80歳までの保障付きの終身年金です。80歳前に亡くなった場合は、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値相当額を、死亡一時金として遺族が受け取れます。

### ◎保険料はいくらなの？

月額20,000円から67,000円の間で随時変更が可能です。

**「さらに！」**以下の要件をすべて満たした場合、**保険料の国庫補助制度**があります。

- ①保険料納付期間が20年以上見込まれること（旧制度加入者はその期間も合算）
- ②農業所得が900万円以下であること
- ③下記の区分1～5のいずれかに該当すること

#### \* 保険料の補助対象者と国庫補助額 \*

区分	必要な要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円（5割）	6,000円（3割）
2	認定就農者で青色申告者	10,000円（5割）	6,000円（3割）
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000円（5割）	6,000円（3割）
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円（3割）	4,000円（2割）
5	35歳まで（25歳未満の場合は10年以内）に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円（3割）	—

※保険料の国庫補助を受ける期間の保険料は2万円で固定され、加入者が負担する保険料は2万円から国庫補助額を差し引いた金額となります。

### ◎農業者年金のメリットは？

農業者年金には、**公的年金ならではの税制上の優遇措置**があります。

農業者年金	民間個人年金
<p><b>支払った保険料は全額社会保険料控除対象！</b> （所得税・住民税の節税効果があります） 例えば…課税される所得金額が195万円以下の方（税率15%）が毎月2万円の保険料を支払った場合、<b>36,000円の節税効果</b>があります！ ※所得税・住民税の場合、復興特別所得税を除く</p>	<p>控除額上限は5万円 （ただし、平成24年1月1日以降に締結した保険契約の場合は上限最大4万円）</p>
<p><b>運用益は全額非課税！</b> 運用益の全額が給付源資になります。</p>	<p>一般の預貯金等の利子（運用益）には20%の税金がかかります。</p>
<p><b>公的年金制度等の控除対象！</b> 65歳以上であれば、公的年金等の合計額が120万円までは非課税となります。</p>	<p>非課税額は各個人年金により異なりますので取扱店にご確認ください（非課税対象外の場合もあります）。</p>
<p><b>支払った保険料はすべて年金原資に！</b> 事務運営経費はすべて国が負担します。</p>	<p>コストの安いインターネット販売の保険会社でも、事務経費として保険料の1.5～2%程度が年金原資から充てられます。</p>

今から加入したら、  
年金はいくら  
もらえるかな・・・？

大事な後継者に年金を  
掛けてやりたいけど、保険料が  
ネックだなあ・・・

女性は長生きだし、  
主人より年下だから、国民年金  
だけでは不安・・・

お近くの農業委員、JA各ふれあい営業所、農業委員会事務局へご相談ください！

# これから

## 旧制度年金について

# 旧制度年金を受給しようと、 考えている方へ。

(昭和32年1月1日以前生まれの方で、一定の要件を満たした人)

## ■ 経営移譲年金 〈まず農業委員会で農地の貸し借りを〉

65歳までに後継者または第三者に農業経営を移譲することにより受給できる年金です。60歳から受け取ることもできますが、受給額は65歳から受け取るよりも減額されます。

### ◎主な必要手続き

- ・ 経営農地の処分（自作農地の貸付け、小作地の返還や後継者への権利移転等）
- ・ 市水稻助成金、農業共済、農業所得申告名義の変更  
（土地改良区組合員名義、JA組合員名義等も同時に変更することが望ましい）
- ・ 法人構成員の場合は、所有する持分（株式等）の処分

後継者に経営移譲するときは、農地を残らず処分（貸付け）しなければなりません。第三者に経営移譲するときは、自家用として10a未満の農地を残せません。

農地の処分は農業委員会で申請しなければなりませんので、年金を受給したい年齢の一年前には農業委員会にご相談にお越しく下さい。

## ■ 経営移譲年金（加算付）

経営移譲の相手によって、経営移譲年金に加算がつくことがあります。  
相手方の要件

- ◆ 個人の場合 …… 60歳未満  
年間150日以上農業に従事、国民年金第1号被保険者
- ◆ 法人の場合 …… 農地所有適格法人、JA、農地中間管理機構

## ■ 老齢年金

65歳になれば経営移譲しなくても受給できる年金です。  
(経営主として農業を続けることができ、諸名義変更の必要もありません)

経営移譲年金の受給をお考えの方は、お早めに農業委員会へご相談にお越しく下さい！



# 経営移譲年金・特例付加年金を 受給している方へ

～農業者年金が停止される場合について～

## 農業を再開したとき

### ①農作物を出荷し対価をもらったとき

税申告で「農業収入がある」と申告した場合も農業再開とみなされます。

### ②農地を買ったり、借りたり、または転用したとき

原則、支給停止になります。停止除外に該当するか、事前にご相談ください。

### ③農地所有適格法人の構成員、社員、または株主になったとき

## 貸し付けた農地が返還されたとき

特に、後継者移譲をした方は注意する必要があります。

貸し付け期限が切れたまま、手続きをし忘れていた場合も含まれます。



## すべての年金受給者は **現況届の提出** が必要です

農業者年金を受給している方は、毎年6月に現況届を提出してください。

経営移譲年金または特例付加年金受給者の方は、「水稻や果樹などの農業共済の名義がないこと」「経営所得安定対策の申請者になっていないこと」「農業所得の申告をしていないこと」等の確認を毎年行います。**受給者本人の名義**になっていると、**経営移譲年金が停止**する場合があります。

提出先：農業委員会事務局（加治川庁舎2階）  
豊浦支所・紫雲寺支所  
JA北越後各ふれあい営業所（聖籠営業所を除く）



**Q** 耕作できずに荒廃している農地があるのだけど、年金に影響はある？



**A** 特定処分対象農地等が荒廃し、農業委員会等の指導を受け、解消に向けた取り組みや、適切な管理が行われない場合、**経営移譲年金・特例付加年金が停止**になる場合があります。ご心配な方は農業委員会へご相談ください。



## ● 年金の支払月 ●

2月（11、12、1月分）

5月（2、3、4月分）

8月（5、6、7月分）

11月（8、9、10月分）

※ 10日に支払われます。

# まわりの組織紹介

今回は、米倉地区の米倉・大槻地内で営農している(農)米倉村におじゃましました。  
(担当 津村委員)

## 地域の「農地・人・暮らし」に貢献

米倉地区のほ場整備事業が進められる中、当地域の農業・農村の将来を見据え、二年間に亘る検討・協議を重ねて、平成二十五年一月、工事区域である米倉・大槻の二集落、三農家組合を力バーする、ぐるみ型集落営農法人「(農)米倉村」を誕生させました。

当法人では「農地を生かし、人を生かし、暮らしに生かす」を経営理念に掲げ、現在、構成員五十七名、経営面積100ha超で、環境保全型の稲作を中心にWCS(稲発酵粗飼料)、大豆栽培に取り組んでいます。

将来の地域農業が不安視される今、大区画ほ場の有利性を最大限に活用し、農地の有効利用と生産コストの大幅削減による健全経営に取り組み、安心して暮らせる活力ある農村社会を目指す。



指して、営農の立場から皆地域を盛り立てています。

### 編◆集◆後◆記

昨年国内外の主な選挙を振り返りますと、共通している事が思い出されます。

身近な選挙では参議院、県知事選挙、国外に目を向ければ、イギリスのEU離脱、アメリカの大統領選挙があり、いずれも事前の世論調査、マスコミ等による予測とは違った結果になりました。

民意は日々動き予測できないものであり、すでに世の中のしくみ、考え方、それを司る生活環境は確実に変わってきております。

将来の方向も民意が選んだリーダーが決めていくわけでありますので、改めて選挙、投票の重要性を再認識したところであります。

(嶋津委員)

## INFORMATION

### 農地(田)の権利移転の手続きは、4月10日(月)までに

田は、作付けが始まると、権利の調整が難しくなりますので、原則として4月が売買や貸し借りの権利移転の最終月になります。

田の売買や貸し借りを予定されている方は、早めに農業委員会に書類を提出してください。

◎畑は、作物の権利調整がついていれば、売買や貸し借りの書類を通年で受け付けています。

### 全国農業新聞を読もう!!

週刊 金曜日発行 月700円 年間8,400円

3ヵ月無料試し読みキャンペーン実施中!

詳しくは農業委員会事務局または農業委員まで。

全国農業新聞購読料(3ヵ月分)口座振替日のお知らせ

1・2・3月分 平成29年5月10日(水) ※現金納付の方は、口座振替日が納付期限です。  
4・5・6月分 平成29年8月10日(木)

